省　令

○法務省令第十一号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

法務大臣　鈴木　馨祐

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（定款の変更の認可申請） **第十一条**　［略］ 2　［略］ 3　法務大臣等は、前項に規定するもののほか、当該認可に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。	（定款の変更の認可申請） **第十一条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える］
（解散の認可等の申請） **第十五条**　［略］ 2　［略］ 3　法務大臣は、前項に規定するもののほか、当該認可又は認定に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。	（解散の認可等の申請） **第十五条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える］
（残余財産の処分の認可申請） **第十七条**　［略］ 2　［略］ 3　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（残余財産の処分の認可申請） **第十七条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える］
（合併の認可申請） **第十九条**　［略］ 2　［略］ 3　第八条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（合併の認可申請） **第十九条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える］
（認可に係る事項の変更の認可申請） **第二十四条**　［略］ 2　［略］ 3　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（認可に係る事項の変更の認可申請） **第二十四条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える］
（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請） **第二十七条**　［略］ 2　［略］ 3　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請） **第二十七条**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える］
（寄附金の募集の許可申請） **第三十条**　［略］ ［2・3　略］ 4　第十一条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。	（寄附金の募集の許可申請） **第三十条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　第八条第三項の規定は、第一項の申請があった場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した規定の標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。